

平成16年 N17

東京学芸大学事務点検評価委員会規則

審議経過

平成16年 4 月22日 事務協議会 承認

東京学芸大学事務点検評価委員会規則を次のように制定する。

平成16年 4 月23日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成16年規則第46号

東京学芸大学事務点検評価委員会規則

(設置)

第 1 条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学事務点検評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学の事務運営水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、事務運営等の状況について点検及び評価を行うことを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 事務の点検及び評価の基本方針の作成等に関すること。
- (2) 事務の点検及び評価の実施に関すること。
- (3) 事務の点検及び評価に関する報告書の作成等に関すること。
- (4) その他点検及び評価の重要事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 事務局長
- (2) 各部長
- (3) 総務課長、企画課長、財務課長、学務課長、施設企画課長及び情報管理課長
- (4) その他事務局長が必要と認めた者 若干名

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、事務局長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第 7 条 委員会は、特定事項について審議を行うため、専門委員会を置くことができ

る。

(委員以外の者の出席)

第 8 条 委員会は，必要に応じて委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は，関係部課等の協力を得て総務部総務課が処理する。

(補則)

第 1 0 条 この規則に定めるもののほか，委員会の運営等に関し必要な事項は，委員会が定める。

附 則

この規則は，平成16年 4 月23日から施行する。